

議案第 34 号

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

日野町長 近 藤 宏

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
が必要な理由と概要

1 理由

現在設置している小集落改良住宅の昭和60年度建設の3棟4戸のうち、2棟3戸を令和8年5月20日付けで払い下げたため。

2 改正内容

別表（第3条関係）に定める小集落改良住宅の所在地：日野町下榎161番地を削除し、3棟4戸を1棟1戸へ変更する。

また、設置を定める小集落改良住宅の所在地967番地1を分筆登記により変更となった967番地9へ変更する。

3 附則

この条例は、公布日から施行する。

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和52年日野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第3条関係) 小集落改良住宅						別表(第3条関係) 小集落改良住宅					
建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考		建設年度	所在地	構造別	家賃(月額)	備考	
昭和50～昭和58	略					昭和50～昭和58	略				
昭和60	日野町下榎 967番地 ²	住宅部分 コンクリートブロック2階建 作業所部分 コンクリートブロック平家建	8,000円 ¹ 棟1戸			昭和60	日野町下榎 161番地 ¹ 967番地 ¹	住宅部分 コンクリートブロック2階建 作業所部分 コンクリートブロック平家建	8,000円 ³ 棟4戸		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。